

## 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和 8 年 8 月 2 8 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務

#### (2) 業務内容

応募要項及び仕様書による

#### (3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### 2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 7 年山口県告示第 2 1 4 号）に基づく資格審査において、大分類「06 コンピュータサービス」について小分類「01・システムの設計・開発」、「02 システムの保守・維持・運用管理」及び「03 データ処理」について特 A 又は A の等級に格付けされている者であること。
- (4) 令和 8 年 8 月 2 8 日（金）から令和 8 年 1 0 月 5 日（月）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

### 3 応募要項の配布

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）午前 9 時から令和 8 年 9 月 1 7 日（木）午後 3 時までの間、山口県税務課のホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。

#### (1) 掲載先〔ホームページのタイトル〕

・自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務公募型プロポーザルの実施について

#### (2) 配布資料

ア 自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務委託公募型プロポーザル応募要項

- イ 自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務委託仕様書
- ウ 企画提案提出書（別紙様式１）
- エ 参考見積書（別紙様式２）
- オ 質問書（別紙様式３）
- カ 参加表明書（別紙）

#### 4 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

##### （１）提出方法

持参、郵送、FAX又はメールによること。

##### （２）提出場所

山口市滝町１番１号

山口県総務部税務課 収納・システム管理班 収納管理グループ

##### （３）提出期限

令和８年９月１７日（木）午後３時（必着）

#### 5 企画提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限

（１）提出物 企画提案書等とは、企画提案提出書（別紙様式１）及び企画提案提出書に添付すべき「企画提案書」「実績書」「業務実施体制表」「業務見積書（別紙様式２）」をいう。

（２）提出方法 持参又は郵送すること。

（３）提出場所 山口市滝町１番１号

山口県総務部税務課 収納・システム管理班 収納管理グループ

（４）提出期限 令和８年１０月５日（月）午後３時（必着）

#### 6 審査

企画提案書等を提出した者に係る審査は、自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務委託審査委員会により、令和８年１１月に実施する。

#### 7 その他

（１）この手続の開始後に、２（３）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和８年９月９日（水）午後３時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

（２）この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

（３）提出された企画提案書等は返却しない。また、５（４）の提出期限経過後の企画提案書等の訂正、差し替えは、認めない。

（４）１つの法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

（５）詳細については、山口県総務部税務課 収納・システム管理班 収納管理グループに問い合わせること。（電話：０８３－９３３－２２８８）

以上